

別表第二(第三条関係)

一 ばい煙の規制基準

(一) 硫黄酸化物の規制基準

硫黄酸化物の規制基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

(この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表すものとする。)

q 硫黄酸化物の量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第三条第二項第一号の政令で定める地域ごとに大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年/厚生省/通商産業省/令第一号)別表第一の下欄に掲げる値

He 次の算式により補正された排出口の高さ(単位 メートル))

$$He = Ho + 0.65(H + Ht)$$

$$Hm = 0.795 (Q \cdot V) / (1 + 2.58 / V)$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \{ 2.30 \log J + (1/J) - 1 \}$$

$$J = (1 / (Q \cdot V)) (1460 - 296 \times V / (T - 288)) + 1$$

(これらの式において、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。)

Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度十五度における排出ガス量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度))

備考

- 1 測定点は、特定施設の排出口とする。
- 2 (一)の式により算出される硫黄酸化物の量は、次のいずれかの測定法により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。
 - (1) 日本工業規格(以下単に「規格」という。)KO-〇三に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z八八〇八に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法
 - (2) 規格K二三〇一、規格K二五四一又は規格M八八一三に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z八七六二又は規格Z八七六三に定める方法その他適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
 - (3) 大気汚染防止法施行規則別表第一の備考に規定する環境大臣が定める方法

(二) ばいじんの規制基準

ばいじんの規制基準は、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、次の表に掲げる施設の種類のごとに同表に掲げるばいじんの量とする。

番号	施設の種類	許容限度
一	練炭又は豆炭の製造の用に供する炭化施設	〇・四グラム
二	廃油の再生の用に供する焼却炉	〇・四グラム
三	合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設	〇・四グラム
備考 1 測定点は、特定施設の排出口とする。 2 この表に掲げるばいじんの量は、規格Z八八〇八に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじんは含まれないものとする。 3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。		

(三) 有害物質の規制基準

有害物質の規制基準は、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、次の表に掲げる施設の種類のごとに同表に掲げる有害物質の量とする。

番号	有害物質	施設の種類	許容限度
一	塩化水素	石油化学製品の製造の用に供する廃ガスの処理施設	八〇ミリグラム
二	ホルムアルデヒド	合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設	一〇〇ミリグラム
備考 1 測定点は、特定施設の排出口とする。 2 この表に掲げる有害物質の量は、塩化水素にあっては規格K〇一〇七に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量として、ホルムアルデヒドにあっては規格K〇三〇三に定める方法により測定される量として、それぞれ表示されたものとする。			

二 粉じんの規制基準

粉じんの規制基準は、工場又は事業場の周辺の人又は物に著しい障害を与えない程度とする。